破産手続終結

平成２０年（フ）第４８５号
宮崎市大字糸原313番地１
破産者　株式会社大新興業
１　決定年月日　平成22年４月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第６２６号
大分市大字八幡２番地の17
破産者　阿部　清澄
１　破産債権の届出期間　平成22年５月25日まで
２　一般調査期日　平成22年６月15日午後３時
平成22年４月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９９号
長野県東筑摩郡麻績村麻893番地、住民票上の住所長野県中野市大字江部262番地１
ディアスぐみの木105
破産者　宮田　大輔
１　破産債権の届出期間　平成22年５月26日まで
２　一般調査期日　平成22年６月24日午前10時
平成22年４月27日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４３号
長野県松本市筑摩３丁目11番27号
破産者　川島　義和
１　破産債権の届出期間　平成22年６月２日まで
２　一般調査期日　平成22年７月２日午前10時30分
平成22年４月26日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９１８４号
大阪市生野区新今里２丁目８番22号
破産者　竹本金属工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年６月７日まで
２　一般調査期日　平成22年７月８日午後４時
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０４号
さいたま市西区大字内野本郷1014番地３
破産者　神山　和輝
１　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
２　一般調査期日　平成22年７月26日午前11時
平成22年４月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第５１４１号
大阪市生野区鶴橋２丁目19番５号
破産者　有限会社ワイツーコーポレーション
特別調査期日　平成22年６月７日午後４時30分
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２８８号
山口市道場門前２丁目７番６―202号　コーポラス光
破産者　玉井　　豊
異議申述期間　平成22年５月27日まで
平成22年４月23日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
山口市小郡上郷1681番地26　田中利幸方、開始決定時の住所山口市大内御堀36番地１
破産者　中村　　浩
異議申述期間　平成22年５月31日まで
平成22年４月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９８６８号
大阪市住吉区苅田８―12―２―605、住民票上の住所大阪市住吉区杉本２丁目10番15号　シャトー杉本パートⅡ203号
破産者　中西　昌義
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１８号
大阪市西区九条３丁目25番９号４Ｂ
破産者　有限会社亜衣里
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１９号
大阪市西区九条南２丁目10番18号202
破産者　大原　義雄
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第８７４号
宮崎県延岡市石田町4452番地１
破産者　株式会社日本ブルックス
異議申述期間　平成22年６月28日まで
平成22年４月27日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１０１号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　スズコーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３８号
東京都品川区大崎５丁目４番３号
再生債務者　株式会社タイヨー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区平河町１―９―３京商ビル５階　ホープ法律事務所　弁護士　楯　香津美
平成22年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１５号
大阪府豊中市刀根山６丁目12番19号
再生債務者　戸根　正宣
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満６丁目１番２号千代田ビル別館９階　成田法律事務所　弁護士　成田由岐子
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２６８号
東京都千代田区神田淡路町２丁目３番２号
再生債務者　株式会社アドバンテージ
１　決議に付する再生計画案　平成22年４月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年５月24日まで及び平成22年６月１日午後１時30分債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年６月１日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第３２号
大阪市中央区南新町１丁目２番４号
再生債務者　株式会社ミラクルスリーコーポレーション
１　決議に付する再生計画案　平成22年３月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年６月２日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年５月24日
平成22年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
長野県埴科郡坂城町大字坂城5991番地１
再生債務者　株式会社ケーエムケー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年４月23日　長野地方裁判所上田支部